【職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績】

育児休業取得率　及び　育児休業の承認期間

女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表（令和６年７月）

①　育児休業取得率

取得率(%)	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
男性職員	14.7%	14.3%	23.9%	93.8%
女性職員	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※　総務省「地方公務員の勤務条件等に関する調査」に基づく

②　令和５年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員における育児休業の承認期間

月数	0-3	4-6	7-9	10-12	13-15	16-18	19-21	22-24	25-27	28-30	31-33	34-36
男性職員(人)	27	2	1									
女性職員(人)			1	10	3	13	7	11	4	4	3	42

※　総務省「地方公務員の勤務条件等に関する調査」に基づく